

# 令和8年度 俱知安町放課後児童クラブのしおり



《令和8年度申込受付期間》 令和8年1月13日(火)～令和8年2月13日(金)

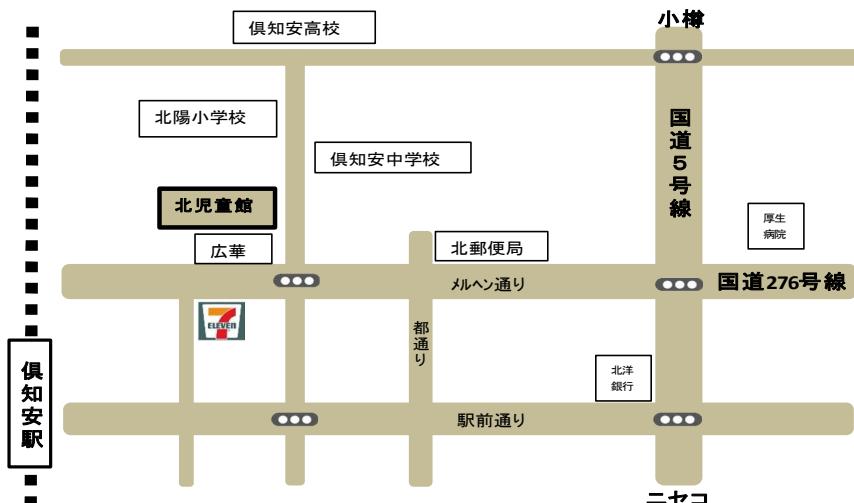
《令和8年度入会期間》 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

## 【俱知安町放課後児童クラブ一覧】

対象校	児童クラブ名	電話番号	住 所	場 所	定員
北陽小学校	どんぐりクラブ	0136-22-2968	北5条西2丁目	北児童館	40名
東小学校	風の子クラブ	0136-23-3590	北4条東9丁目	東小学校内	※40名
西小学校	おおぞらクラブ	0136-22-4810	南6条西3丁目	西小学校内	※40名
俱知安小学校	げんきっ子クラブ	0136-23-0015	南3条東3丁目	俱知安小学校内	※40名

※状況により受入人数が変更になる場合があります。

## 【土曜日の受け入れ場所は、北児童館の1ヶ所のみとなります。】



《お問合せ先》 俱知安町 こども未来課こども支援係  
電話 (0136) 55-6116 (直通)

## 放課後児童クラブとは

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、保護者が就労等により放課後に家庭にいない児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

### 1. 対象となる児童

俱知安町内の小学校に在籍している児童で、保護者が仕事や病気などの理由で、家庭において保育を受けることができない児童。

※上記理由に該当する児童であっても、放課後児童クラブでの保育が困難と認めるときは入会を制限する場合があります。

※入会児童数が定員を大幅に超えた場合、低学年の児童の受け入れが優先になりますので、ご理解をお願いします。

### 2. 開所日・開所時間

	開所時間
通常登校日（月～金曜日）	児童の下校時から午後6時まで
長期休暇及び学校休校日	午前8時から午後6時まで
土曜日（長期休暇中を含む）	
学校行事等の振替休業日	※開所時間前より早く登校・登館しても受け入れはできません。工夫して登校・登館させてください。

※児童が全員帰宅した場合は、午後6時前に閉所する場合があります。

※土曜日の受け入れは北児童館1ヶ所のみとなります。

（東小・俱小・西小の児童については、必ず保護者の送り迎えをお願いします。）

### 【注意事項】

※児童だけでの帰宅は学校で決められた時刻までです。それ以降は、保護者が放課後児童クラブまで児童を迎えに来ていただくことを条件にお預かりします。

迎えは必ず午後6時までにお願いします。

緊急事態などによりやむを得ず午後6時を過ぎてしまう場合は必ず連絡してください。

※欠席する場合は必ず連絡してください。

※学校休校日などに開所時間前より早く登校・登館しても受け入れできません。

工夫して登校・登館させてください。

※学校行事の振替休日等により開所時間が変更になる場合があります。

※保護者が保育が必要な事由として認められた利用要件以外での利用はできません。

※お仕事が休み等で在宅している場合や私用で留守となる場合は利用できません。

親子で過ごす時間が大切な年齢です。

仕事が休みのときなどは、家庭での生活を優先しましょう。

### 3. 閉所日

定例閉所	日曜日、祝日
	8月13日～15日
	年末年始
臨時閉所	インフルエンザ等の感染症により臨時休校となる場合
	風水害・災害等により、臨時休校となる場合
	学校から指定された日
	その他、閉所が適当であると町長が認めた場合

### 4. 災害等発生時・緊急時の注意事項

- 学校から集団下校実施の連絡があった場合、災害等により放課後児童クラブの閉所時間が変更となる場合は、児童の安全確保のため、必ず保護者のお迎えをお願いします。  
なお、保護者以外の方が迎えに来る場合は必ず連絡してください。
- 突発的な事故・病気などの緊急事態発生時には、児童の状況によって児童支援員が児童に付き添い病院受診を行う対応や、保護者の迎えをお願いすることがあります。
- 台風、吹雪、停電、断水等による「臨時休校」の場合は、放課後児童クラブも閉所となります。  
(停電や断水等で学校が臨時休校となった場合、その日のうちに復旧となった場合も放課後児童クラブは閉所となります。)

※学校の臨時休校により放課後児童クラブが閉所となった場合は、南児童館・北児童館も閉館いたします。

#### ◆通常登校日における台風や吹雪等の災害、事件や事故等の発生時の対応について

小学校の開校状況が変更となる場合は、原則として放課後児童クラブでは次の通りの対応となりますので、あらかじめご理解ください。

##### ・小学校が臨時休校の場合

放課後児童クラブも臨時閉所となります。

##### ・小学校の下校時間が早まる場合・登校時間が遅くなる場合

放課後児童クラブを開所いたします。

但し、放課後児童クラブ受入開始時間は午後1時からとなります。

##### ・感染症等に伴い学級（学年）閉鎖となる場合

放課後児童クラブは通常通り開所します。

感染拡大を防止するため、当該学級（学年）に在籍する児童は利用できません。

◆災害時における土曜日の北児童館による放課後児童クラブの対応について

・金曜日が災害等により放課後児童クラブが閉所となった場合

金曜日の昼の12時までに停電・断水が復旧した場合は、土曜日の放課後児童クラブを開所いたします。通常行われている土曜日利用の事前連絡については不要とします。

保護者の送迎が受入の条件となります。直接北児童館へ来館してください。

来館時に必ず児童支援員に迎えの時間をお伝えください。

※停電時含め通信機器が使用できなくなる場合もあります。

災害時等の放課後児童クラブ利用につきましては、保護者の判断でお願いいたします。

## 5. 入会手続きについて

【申込受付期間】 令和8年1月13日(火)～令和8年2月13日(金)

【提出書類】 ①放課後児童クラブ入会申込書

②保育が必要な事由が確認できる書類

※③教材費と傷害保険料2,000円（お釣りのないよう、ご用意願います）

※入会決定後にお支払いいただきます。詳細は入会決定通知に同封しご案内します。

【提出先】 倶知安町役場 こども未来課こども支援係（北1条東3丁目）

TEL（0136）55-6116（直通）

## 6. 保育が必要な事由等について（申込添付書類）

保護者については、「保育が必要な事由が確認できる書類」の提出が必要です。（兄弟姉妹で利用する場合は、それぞれに添付する必要はありません。年少児童の申込書に添付願います。）

また、下のお子様の保育施設等入所申込みで既に提出されている場合は、「保育が必要な事由が確認できる書類」の提出は不要になる場合があります。

### 【保育が必要な事由が確認できる書類】

区分	定義	提出書類
就労している場合	就労時間が1日5時間以上及び就労日数が週3日以上	就労証明書
自営業・農業を営んでいる場合	自営業・農業に従事し、就労時間が1日5時間以上及び就労日数が週3日以上	自営業・農業申立書及び申立内容の証明書類
求職活動をする場合	これから求職活動を行う	求職申立書 (申立期間3ヶ月)
病気や障がいの場合	病気や障がいのため、保育が困難	診断書
看護・介護の場合	同居の親族を常時介護・看護している	診断書、介護看護状況申立書
就学の場合	学校教育法に基づく学校、就労に必要な職業訓練校及びその他専門学校への就学	在学証明書及び時間割等の就学時間が確認できる書類
妊娠・出産の場合	出産のため保育が困難な状態にある (出産前8週間及び出産後8週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで)	出産連絡票及び母子手帳の写し（母親の氏名及び出産予定日の記入されたページ）
災害復旧の場合	自宅等の災害復旧にあたっている	確認ができる書類
虐待・DVの場合	虐待や、配偶者等からのDVのおそれがある	

※ 育児休業は、放課後児童クラブの保育が必要な事由に該当しません。

※ 障がいのある児童は、療育手帳や身体障害者手帳等の写しを提出してください。

※その他必要に応じて提出書類が追加される場合があります

## 7. 利用料

教材費（1,200円）と傷害保険料（800円）の合計2,000円を入会時にご負担いただきます。

その他、行事等の経費は実費負担です。

※新年度申込期間以降に入会となった場合や、期日までに利用料のお支払いがなかった場合は、上記会費2,000円の他に傷害保険料振込手数料として、別途140円、合計2,140円ご負担いただきます。

## 8. 傷害保険について

放課後児童クラブでの活動中等の事故やけがに備え、公益財団法人スポーツ安全協会の制度「スポーツ安全保険」に加入していただきます。

保険加入手続きが完了していないと、放課後児童クラブの利用はできません。

加入対象者	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険支払限度額 (免責金額なし)	突然死、葬祭費用保険 支払限度額
			死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
中学生以下の子ども	A1	800円	万円 2,000	万円 3,000	円 4,000	円 1,500	対人・対物賠償合算1事故 5億円ただし、対人賠償は 1人1億円	突然死(急性心不全、 脳内出血等)葬祭費用 180万円

## 9. 放課後児童クラブの利用について

### ・利用できる日・時間について

保護者が保育が必要な事由として認められた利用要件により、実際に留守となる日・時間帯に限ります。運営終了時間は午後6時です。就労が終わりしだいお迎えをお願いします。

保護者が仕事の休み等で在宅している場合や、私用で留守となる場合は放課後児童クラブをご利用できません。

親子で過ごす時間が大切な年齢です。  
仕事が休みのときなどは、家庭での生活を優先しましょう。

### ・児童のお迎えについて

放課後児童クラブでは、児童の安全確保の観点から、保護者のお迎えを基本としています。

児童だけでの一人帰りの場合は、小学校で決められた時刻までです。

それ以降は、保護者が放課後児童クラブまで児童を迎えに来ていただくことを条件にお預かりします。お迎えは必ず午後6時までにお願いします。

(緊急事態などによりやむを得ず午後6時を過ぎてしまう場合は、必ず連絡してください。)

### ・児童の出欠について

児童の安全確認のため、児童の出欠に関しては、必ず放課後児童クラブに連絡してください。

### ・宿題について

宿題は一人ひとりをきちんと見ることはできませんが、宿題をする時間をとり、声かけをします。最終的な確認はご家庭でお願いします。

#### ・変更等に伴う書類提出について

入会申込後に申込内容（家族構成や就労等の状況など）に変更があった場合は、書類の再提出や追加提出が必要になりますので、速やかにこども支援係へ提出してください。

※入会期間は「保育が必要な事由が確認できる書類」の期間までとなりますので、期間が切れた場合や就労内容が変更になった場合も必ず書類の提出が必要となります。

#### ・退会について

家庭環境の変化等により、放課後児童クラブを利用する必要がなくなった場合、または入会要件に該当しなくなった場合は退会の手続きが必要です。

※長期間利用がない場合、今後の利用の有無について確認の上、退会となる場合があります。

※病気や悪癖などで他の児童に影響を及ぼすときは、入所の解除または退会していただくことがあります。

### 10. 新年度入会結果の通知について

新規申込（令和8年1月13日～令和8年2月13日申込分）の入会結果の通知は、令和8年2月末頃を予定しています。

### 11. 入会説明会について

令和8年度当初の入会が決定した方を対象として、令和8年3月中旬頃に各放課後児童クラブで入会説明会を実施します。詳細については、入会が決定した方に個別にご案内いたします。